

返戻金制度

当社の紹介により採用決定者(求職者)が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

- | |
|--|
| (1)入社日以後 1 ヶ月以内の場合は紹介手数料の80%を返還 |
| (2)入社日以後 1 ヶ月より 2 ヶ月以内の場合は紹介手数料の50%を返還 |
| (3)入社日以後 2 ヶ月より 3 ヶ月以内の場合は紹介手数料の20%を返還 |

但し、求人者の採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととします。

※労働者派遣契約に基づき派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。